○　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第八十三条　法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（第七号及び次条において「中間説明書類」という。）にあっては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ⑿、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 ［一～四　略］ 五　商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 ［イ～リ　略］ ヌ　商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号ト及び第八十九条の四十第三項第二号イにおいて	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第八十三条　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ～リ　同上］ ヌ　商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号ト及び第八十九条の四十第三項第二号イにおい

同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ル　［略］ ［六・七　略］ ２　［略］ 第八十四条　法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあっては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。 ［一・二　略］ 三　商工組合中央金庫及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 ［イ～ヘ　略］ ト　商工組合中央金庫が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 チ　［略］ ［四・五　略］	て同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ル　［同上］ ［六・七　同上］ ２　［同上］ 第八十四条　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ト　商工組合中央金庫が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 チ　［同上］ ［四・五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	